

# 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成31年4月 伊那市

## 1 現状

### (1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

| 区 分   | 伊那市職員  |             |              |              | 民間従業員       |             |              | A/B  |
|-------|--------|-------------|--------------|--------------|-------------|-------------|--------------|------|
|       | 職員数    | 平均年齢        | 平均給料月額       | 平均給与月額(A)    | 対応する民間の類似職種 | 平均年齢        | 平均給与月額(B)    |      |
| 全 体   | 人<br>2 | 歳 月<br>50.8 | 円<br>348,100 | 円<br>393,263 | —           | 歳 月<br>—    | 円<br>—       | —    |
| バス運転手 | 人<br>2 | 歳 月<br>50.8 | 円<br>348,100 | 円<br>393,263 | 営業用バス運転手    | 歳 月<br>50.1 | 円<br>298,900 | 1.28 |

※ 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

※ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータ(平成28年～30年の3か年平均)を使用しています。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

### (2) 年齢別職員数

| 年齢<br>職種 | ～19 | 20～23 | 24～27 | 28～31 | 32～35 | 36～39 | 40～43 | 44～47 | 48～51 | 52～55 | 56～59 | 計  |
|----------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| バス運転手    | 0   | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 1     | 0     | 0     | 1     | 2人 |

### (3) その他給与に関する事項

#### ア 給料表

行政職給料表(一)を適用しています。

#### イ バス運転手に係る特殊勤務手当

該当する特殊勤務手当はありません。

## 2 基本的な考え方

バスの運転は、季節的な業務であり、その他の期間については一般事務等に従事しているのが実態です。そのため、民間の類似職種と、単純に比較することは難しいものと考えますが、一般行政職と同様に国や民間の状況を踏まえながら、より適切な給与制度となるよう努めていきます。

なお、バスの運転に従事する職員は、新規採用を行わず、欠員については非常勤職員任用により対応することとしています。